

防災品について

防災品には、『防災物品』と『防災製品』があります。『防災物品』とは、消防法に定められ同法規定の防災性能基準を満たしたもの、『防災製品』とは、消防法に基づく防災規制以外のもので、防災性能基準に基づき防災協会が認定したものです。高さ31mを超える建築物(高層建築物)では、消防法の規定により『防災物品』の使用が義務付けられています。不特定多数の人が出入りする施設・建築物や高層建築物、地下街等の防火対象物で使用されるカーテンやじゅうたん等は消防法で定める基準以上の防災性能を有するものでなければなりません。カーテンとは「幕の一種で、窓、出入口等の開口部の目隠し、室の仕切り又はベッドの囲い等に用いるもの」と定められています。消防法の管轄区域によっては、衝立やスクリーンも幕の一種としてカーテンとみなされることがありますので予めご了承ください。

防災規制の対象となる防火対象物

① 消防法第8条の3第1項で指定された防火対象物

・ 高層建築物：高さ31mを超える建築物

・ 地下街：地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

※詳しくは総務省消防庁発行の「防災の知識と実際」をご確認ください。

オフィス家具製品の安全性と保証期間

当社は一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)の「オフィス家具—製品安全基準のガイドライン」に基づいた安全な製品を提供しております。この製品の保証期間は、特別な定めある場合以外、通常の状態で使用された場合3つの種別ごとに(お客様ご購入の日から)1年・2年・3年としております。今後とも当社はより一層製品の品質・安全に留意してまいります。当社製品をこれからもご愛用ください。

	不具合箇所・現象の例	保証期間
外観表面仕上	塗装及び樹脂部品の変・褪色 レザー・クロスの摩耗	1年
機構部 可動部	引出し・スライド機構 扉の開閉 錠前 昇降機構等の故障	2年
構造体	強度・構造体に係る破損	3年

詳しくは各商品の取扱説明書(またはラベル)をご覧ください。
製造元または輸入元を記載している社外品については、製造元または輸入元の品質保証規定によります。
詳しい内容は、各社のWebサイトまたはお客様相談室へお問合せください。

JOIFA 331

プラス株式会社

(社)日本オフィス家具協会認定番号 JOIFA331

JOIFA(一般社団法人 日本オフィス家具協会)からのお知らせとお願い

ご存知ですか？ オフィス家具には、安全に使用できる期間の目安があります。 **JOIFA 標準使用期間**

「JOIFA標準使用期間」とは、(社)日本オフィス家具協会が独自に設けた、オフィス家具製品の安全な使用に経年劣化が影響を及ぼさない期間(製造年からの年数)のこと。通常の状態でお使いいただいた場合、その期間までは重大事故の発生の恐れは少ないと考えられ設定されたものです。標準使用期間を過ぎても即、事故につながるわけではありませんが、注意してご使用の上、メーカーまたは購入先へ点検を依頼するなど安全確認を心がけてください。※「JOIFA標準使用期間」は耐用年数、保証期間ではありません。

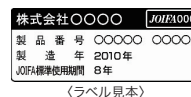
「JOIFA 標準使用期間」年数別オフィス家具製品一覧 ※消耗品部品は対象外

5年	8年	10年	20年
● 固定椅子 (脚が木製)	● 机 (可動部のあるもの)	● 折りたたみテーブル	● 机 ● テーブル
● 折りたたみ椅子	● 回転椅子	● 収納家具 (引出し付)	● 収納家具 ※電装、木製は除く
● ボード類(自立式) ※電子黒板は除く	● テーブル (可動部のあるもの)	● 手動式移動棚	● 棚(固定式)
	● 非回転椅子	● 教室用家具	● ボード類(壁掛け式) ※電子黒板は除く

ご使用中のオフィス家具をご確認ください。

該当製品には、①JOIFA番号 ②製造年 ③JOIFA標準使用期間(〇〇年)を記載したラベルが貼られています。

「JOIFA 標準使用期間」の詳細につきましては、下記までお問合せください。
>> (社)日本オフィス家具協会 www.joifa.or.jp/



健やかな空気質の確保を目指して換気励行のお願い

ここに述べる注意事項は、使用者皆様の健康阻害を防ぐため、極めて重要です。購入以後のご注意事項ですから、使用者の皆様には是非お守りいただくよう宜しくお願い申し上げます。

1. 製品購入時の注意事項

購入当初は、化学物質の放散が多いことがあります。暫くの間は、換気や通気を十分に行うよう心掛けてください。室内の換気が十分に行われないと室内化学物質濃度が高まり、健康に影響を及ぼすことがあります。

2. 温度や湿度の変化による換気の励行

室内が著しく高温多湿となる場合(温度28℃、相対湿度50%超が目安)には、窓を閉め切らないようにするか、強制換気を行ってください。室内化学物質濃度が高まり、健康に影響を及ぼすことがあります。

(参考資料:国土交通省住宅局パンフレット「快適で健康的な住宅で暮らすために」)

オフィスづくりのソフト料金体系についてのお願い

1996年3月に通商産業省(現経済産業省)より「オフィス家具の商慣行改善調査報告書」の示唆を受けて以来、オフィスづくりは経営上の重要な課題となっております。快適かつ機能的なオフィスへの関心が一段と高まる中、当会会員企業はその需要に応えるべく、過去の豊富なオフィスづくりの研究や実績をもとに、お客様にご満足いただけるプロジェクトマネジメントやオフィスプランニングなどのソフト構築を進めております。また会員はスタッフの充実、最新システムの導入、お客様のニーズの的確な把握等々に積極的に取り組んでおりますが、その根底には、お客様のオフィスづくりの各フェーズにおけるソフト料金体系が存在しております。

このような状況の下、当会会員企業よりオフィスづくりのソフト料金体系につきまして説明がありました節には、ご納得ご高配の程お願い申し上げます。